

コロナワクチン Q&A

Q ワクチンを接種した後も、マスクは必要ですか。

A ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。引き続き、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。

ワクチンを接種した方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、接種した方から他人への感染を、どの程度予防できるかはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、接種した方も接種していない方も、共に社会生活を営んでいくことになります。

このため、引き続き、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行等をお願いします。

※厚生労働省ホームページより引用・抜粋 (<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0040.html>)



海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）



海外に渡航を予定している方を対象に、「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」の発行を行っています。

※この接種証明書は、海外渡航の際に必要な方へ交付するものです。それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」または「接種記録書」をご利用ください。

- ◆対象 美浦村の接種券を利用して、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方
 - ◆申請方法 美浦村保健センター窓口または郵送（窓口において申請した場合でも、手続きの都合上、証明書は後日郵送で交付となる場合があります。余裕をもって申請してください。）
 - ◆申請に必要なもの
 - ・ワクチンパスポート申請書（保健センター窓口または村ホームページからダウンロードして入手）
 - ・海外渡航時に有効なパスポートの写し（パスポート番号が記載されているページ）*
 - ・接種済証または接種記録書の写し
 - ・郵送申請の場合は、返信用の封筒（封筒に切手を貼付（参考：長3サイズの場合は84円切手）し、郵便番号、住所、氏名を明記）
- ※接種証明書に記載されるパスポート番号と、海外渡航に使用するパスポートの番号が一致する必要があるため、接種証明書を取得した後にパスポート番号が変わった場合には、接種証明書を改めて取得する必要があります。旅券発給申請中の方は、パスポートが交付された後に接種証明の申請を開始してください。また、外国籍の方等、外国政府の発行する旅券でも申請は可能です。
- ◆申請・問合せ先 美浦村保健センター（〒300-0424 美浦村受領1546-1）

HASHIMOTO BRUSH 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所

〒300-0425
茨城県稲敷郡美浦村興津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL <http://www.hsmt-brush.co.jp>

思いやりある、お葬式を

セレモニー博善

家族葬会館 霞風
美浦セレモニーホール

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
国道125号線沿い中央病院そば

セレモニー博善 検索

（広告欄）広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。

